

保険制度の紹介

## 日本スポーツ振興センター

### 災害共済給付制度



国・学校の設置者・保護者の三者による互助共済制度

本校では学生の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

災害共済給付は、学校の管理下において学生が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。

請求手続き

- 1 保健室に状況を報告してください（保健室では、報告を基に災害報告書を作成します）。  
治療の経過も、その都度報告をお願いします。
- 2 「医療等の状況」など必要書類を保健室で受け取り、受診した医療機関へ持参し証明を受け、保健室に提出しましょう。
- 3 日本スポーツ振興センターで審査の上、給付金額を決定し学校を通じて保護者へ支払われます。

注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病について、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害共済給付を行いません。

詳しくは保健室にお尋ねください。

## 学校の管理下とは

### 次の場合をいいます

- ① 授業中
- ② 部活動中
- ③ 休憩時間中
- ④ 通常の経路及び方法による登下校中
- ⑤ 学生寮 等

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病)	・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 (そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円(通学(園)中の場合 1,500 万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円(通学(園)中の場合 1,500 万円)
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円(通学(園)中の場合も同額)

## 保健室の紹介

保健室ではみなさんの心と体の健康をサポートできればと思っています。



保健室 QR コード

### 保健室からのお願い



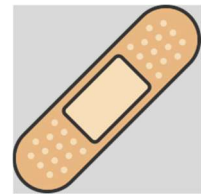
- ◎ こんな時、気軽に保健室に来てください。
  - ・けがをしたり体調が悪い時
  - ・体や健康について知りたい時
  - ・体や心について相談したい時

### ◎ 健康保険証

遠隔地から来ている学生は健康保険証を携帯しましょう。  
健康保険証に変更があった場合は、保健室にコピーを提出してください。

### ◎ 保健室の薬

- 内服薬(カゼ薬、痛み止めなど)  
保護者と相談し各自で準備してください。
- シップ、テーピング、ガーゼなど  
応急用に備えています。予防用や、継続的な手当てが必要な場合は、各自で購入しましょう。



### ◎ 健康診断結果

受診を勧めるお知らせがあった人や未受診の人は、学校生活を健康に過ごすためにも、早めに医師の診察を受けましょう。受診したら、検査結果連絡票を提出してください。

### 学校生活管理指導表の提出について

## 食物アレルギー

アレルギー疾患のため学校生活において配慮や管理が必要な場合は、手続きをお願いします。



1 アレルギー疾患(「気管支ぜん息」「アトピー性皮膚炎」「アレルギー性結膜炎」「アレルギー性鼻炎」「食物アレルギー」「アナフィラキシー」)のため学校生活において配慮や管理を希望する場合は、保健室にお知らせください。学校生活管理指導表の用紙をお渡します。



2 医療機関への受診  
特に食物アレルギーのため配慮を希望する場合は、必ず学校生活管理指導表を提出してください。健康保険証を持参してかかりつけ医(主治医)を受診し、医師に記入してもらってください。

3 学校生活管理指導表の提出

医療機関で記載してもらった学校生活管理指導表を、保健室に提出してください。学校生活管理指導表をもとに、医師の指示の確認をし、支援の方法などについて検討します。この際、さらに詳しい情報の提出または連絡・面談をお願いする場合があります。

5 原因を除去した寮の食事対応を開始します。

※ 診断及び文書料等、諸費用は保護者負担です。

※ 学校での配慮や管理の必要がない場合は、学校生活管理指導表を提出していただく必要はありません。